

令和2年7月1日  
商工労働部経営支援課  
担 当：山森、福田、中本  
電 話：076-225-1525（内線 4455）

「石川県感染拡大防止対策支援金」の申請受付開始及び  
「新分野チャレンジ緊急支援費補助金」の申請受付期間の延長について

石川県では、新型コロナウイルス感染症との共生を前提とした事業活動が求められる中、事業者が営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援する「石川県感染拡大防止対策支援金（補助金）」を創設し、7月1日（水）より申請受付を開始します。

また、新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けながらも、事業継続に向け、自ら活路を見出す前向きな取り組みを行う中小企業等を幅広く支援する「新分野チャレンジ緊急支援費補助金」については、当初6月30日（火）までとしていた申請受付期間を、好評につき、9月30日（水）まで延長することとしましたので、ご案内します。

記

1. 石川県感染拡大防止対策支援金 〔制度の詳細は別紙参照〕

従前の顧客と対面型の営業を行う業態の小規模事業者を対象とした、上限20万円の制度（小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金）を拡充する形で新たな制度を創設しました。

＜対象事業者＞ 業種を問わず全ての中堅・中小企業等に拡大

＜補助上限額＞ 20万円から50万円に引き上げ

【申請受付期間】令和2年7月1日（水）～9月30日（水）

2. 新分野チャレンジ緊急支援費補助金 〔制度の詳細は別紙参照〕

本補助金については、5月18日（月）の申請受付開始以来、事業者の皆様から多くの申請をいただくなど、大変好評につき、下記のとおり申請受付期間を延長します。

【申請受付期間】令和2年5月18日（月）～~~6月30日（火）~~

9月30日（水）まで延長

# 石川県感染拡大防止対策支援金（補助金）のお知らせ

事業者が営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援いたします。

## 補助対象者

県内に主たる事業所等を有する中堅・中小企業等 ※個人事業主を含む

※「小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金（受付期間:5/18～6/30）」の申請者であっても、内容が異なれば本補助金への申請は可能です。

（ただし、内容が同一（重複）の申請は不可）

※補助対象要件の詳細は、公募要領等でご確認ください。

## 補助上限額・補助率

補助上限額 **1事業者あたり50万円**

補助率 **4/5**

※申請後、審査を経て採択されることが条件となります。

## 申請受付期間

令和2年

**7月1日（水）**

**～9月30日（水）**

## 補助対象経費

令和2年4月21日以降に事業開始（契約・発注）した取り組みで、感染拡大防止策として、飛沫感染防止のための資材等を新たに導入するために必要な経費（消費税抜）

※令和2年4月21日～12月31日までに支払行為が完了するもの

※事業費は5万円（税抜）以上

### （具体例）

- ・客と店員を隔てる遮蔽のためのビニールカーテンや衝立の購入及び設置に係る経費
- ・客同士の距離を保つための床表示の資材購入に係る経費
- ・カウンターやテーブルの改修に係る経費 等

### ※【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、販売や有償レンタルを目的とした製品や商品等の生産・調達に係る経費、預託金・敷金・保証金等

## 申請手続き

お近くの商工会・商工会議所、公益財団法人石川県産業創出支援機構、石川県中小企業団体中央会において、申請を受付します。（原則、郵送）

# 新型コロナウイルス対策 新分野チャレンジ緊急支援費補助金

大好評につき、申請受付期間を延長します

新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けながらも、事業継続に向け、自ら活路を見出す前向きな取り組みを行う中小企業等を幅広く支援いたします。

## 補助対象者

**県内に主たる事業所等を有する中小企業** ※個人事業主を含む  
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるもの又は、これらを構成員とする中小企業組合若しくはこれらに準ずるもの) ※公的機関は除く  
※中小企業を構成員とする中小企業組合若しくはこれらに準ずるもの  
(例) 事業協同組合、企業組合、協業組合など

## 補助上限額・補助率

**補助上限額** **1事業者あたり50万円**

※5/18~6/30の間に既に申請した事業者は、1事業者1申請となりますので、ご注意ください。

**補助率** **4/5**

※申請後、審査を経て採択されることが条件となります。

## 申請受付期間

令和2年  
**5月18日(月)**  
~~~6月30日(火)~~  
**9月30日(水)**

申請受付期間  
延長!

## 補助対象経費

令和2年4月21日以降に事業開始(契約・発注)した取り組みに必要な経費(消費税抜)

※令和2年4月21日~12月31日までに支払行為が完了するもの

※事業費は5万円(税抜)以上とする。

(具体例)

- ・インターネット販売の環境整備に要する経費
- ・ケータリングやテイクアウト事業の開始に伴い、保冷車や容器、食器等の購入経費
- ・のぼり旗等の作成経費 等

※【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、販売を目的とした製品や商品等の生産・調達に係る経費、預託金・敷金・保証金等

## 申請手続き

お近くの商工会・商工会議所、公益財団法人石川県産業創出支援機構、石川県中小企業団体中央会において、申請を受付します。(原則、郵送)